

可燃物処理施設建設に関する決議

現在、鳥取県東部圏域においては、鳥取市神谷清掃工場を初め、4つの可燃物処理施設が稼動している。しかし、いずれも老朽化が進みつつあり、新しい可燃物処理施設の建設は、緊急、かつ、最大の課題である。

鳥取県東部圏域住民の環境衛生を保つためには、圏域内の可燃ごみを安全に、かつ、環境に配慮し、処理しなければならないことは言うまでもない。

鳥取県東部広域行政管理組合では、平成18年4月に鳥取市河原町山手地区の丘陵地を可燃物処理施設の建設候補地に選定し、それ以降、関係集落の住民に環境影響評価等の実施について、理解を求めてきたところである。

本議会は、早急に環境影響評価等を行い、その結果、施設の建設に支障がないことが明らかになった場合は、下記事項に留意の上、施設建設を進められることを要望する。

記

- 1 建設する可燃物処理施設は、安全で安心な施設であること。
- 2 可燃物処理施設の建設に当たって、関係集落の住民にあらゆる情報を提供するとともに、関係集落の住民と十分な話し合いを行うこと。
- 3 可燃物処理施設の建設に当たっては、関係集落の住民生活や住民福祉の向上に、格別に配慮した施策を行うこと。
- 4 可燃物処理施設の稼動に当たっては、法令を遵守し、施設運営に関するすべての情報を公開すること。
- 5 可燃物処理施設に係る雇用については、関係集落の住民を優先的に行うこと。

以上、決議する。

平成22年5月31日

鳥取県東部広域行政管理組合議会